

令和元年度 第4回 市民自治推進委員会（議事要旨）

開催日時 令和元年 8月 16日（金） 14時～15時 15分

開催場所 市役所 401・402 会議室

出席者

（委員）中川委員長、森岡副委員長、澤井委員、辻委員、中嶋委員、津田委員、入口委員、藤田委員、佐藤委員

（事務局）尾山地域活力創生部長、清水市民活動推進課長、石田市民活動推進課課長補佐、和田主査

1 開会

2 案件

（1）自治基本条例の見直しについて

資料に基づき、事務局説明。（前文の解説案）

資料に基づき、事務局説明。（逐条解説の変更案）

【津田委員】 解説は、時代時代に合わせて市民にわかりやすいようにという部分が大切だと思う。よく拾っていただいていると思います。

【入口委員】 津田委員がおっしゃたようにきめの細かい解説になっていると思う。市民自治協議会のところも、具体的に書いてもらえたのでわかりやすくなったと思う。

【藤田委員】 解説でかなり理解できるようになったと思う。それと、公募市民のところ、合理的配慮のところを担当部署で確認してもらえたらと思う。

【佐藤委員】 わかりやすいと思う。

【中嶋委員】 話し合いの部分をよく反映されていると思う。

【辻委員】 この会議の前に資料を見させてもらったので、特にありません。

【澤井委員】 特にありません。

【森岡副委員長】 17条第3項の「市民感覚」という部分が抽象的でわかりにくいように思う。「市内で働く者として」という方が市民の方がわかりやすい。

【中川委員長】 「市民感覚」ということばはよく使われるが、今、副委員長がおっしゃったように「市内で働く者として」に変えた方がいいと思う。

【澤井委員】 条例の「法律等」の表記について、地方自治法の第2条第2項において、地方自治体の権能を定めている。「法律またはこれに基づく政令で事務を処理する。」とある。自治基本条例ではあいまいな言い方になっている。これは「法律等」ではなく、「法令」とするべきである。

【中川委員長】 10条・24条・36条の3ヶ条については、「法令」とするが、これらについては法制担当にも確認していただきたい。

【事務局】 「公共的サービス」の表記を「公共サービス」と、「的」を全て取った案としているがそれについて確認をさせていただきたい。

【中川委員長】 行政の行うサービスは公共サービスだけではなく、市営バスなど、民間が行う事業も行っている。幼稚園の経営などもそうである。これらは公共的サービス。公共サービスではない。

18歳の件に関しては、3年後に施行するかも含めて、附則に書いてもいいと思う。

では、最後に一言ずついただきたいと思います。

【津田委員】 委員として関わらせていただいた期間、勉強させていただいた。文言の解釈など、専門的な話から、市民目線でいかに市民にわかりやすくするか。一人ひとりが関わっていくまちづくりでないと、結果的にやっていけなくなると思う。

【入口委員】 前文の解説に関して、もっと簡潔にならないかと思う。第2条が出てきて、この辺も省けばいいのでは。

【中川委員長】 ご意見として承ります。スタートラインはこれでいくとして、だんだん変えていけばいいと思う。柔軟にいけばいいと思う。

【入口委員】 政令指定都市や中核都市など大きな都市ほど全体をみることは難しい。生駒市も縦割りだといわれるが、この条例は横軸をつなぐ位置づけの条例だと思う。この条例に基づく具体的な政策が進んでいくことを期待している。担当部局は大変だと思うが、担当部署がアドバイスする形でやってもらえればもっと良くなるのではないかと思う。

【藤田委員】 市外の人に生駒市に住んでみたいとよくいわれるが、今回ここに参加してあらためて、まちづくりについて気づけたことがよかった。他市で公共サービスが充実しているところもあるが、最近思うのは、個々が自立し、自分ができることは自分でした方が自分のためになるのではないかということ。そのうえで余裕があれば、お互いに助け合えるまちづくりが大事だと思う。

【佐藤委員】 こういう風に会議を重ねて条例が変わっていくことを経験できてよかった。これから年齢を重ねていくが、できることからもっとまちをよくしていかなければいけないと思う。

【中嶋委員】 時代のニーズというものが重要で、5年前に十分検討いただいた条例であっても、今回変えていった方がよいという議論があったこともその象徴である。これからも見分を広げていきたい。

【辻委員】 どうしてもこういう会議を持つと年齢的な偏りが出てきてしまう。年齢構成をバラバラにするのであれば、土日や夜間開催なども検討いただければ、参加しやすくなるのではと思う。

【澤井委員】 これまで本委員会において、地域自治協議会の具体化など大きな取り組みであった。いつ、どのような議論を積み上げてきたか、年表のようなもの、本委員会の沿革などがわかるものがあるとよい。

【森岡副委員長】 地縁団体や自治会についても議論していただいた。今、本当に変わらなければいけないのは、委員長もおっしゃった市民協働の部分。市民自治協議会の発想が求められている。十年前から変化が起こりつつある中で、高齢化が待ったなしで来る。地域の中で動いてくれる高齢者がいる間に何とかしないといけない。市民自治協議会の設立には時間がかかる。小田原市でも市民自治協議会を多く作られているが、後継者がいないとおっしゃっていた。活動をどう継続していくかが課題。考えていかないといけない。

【中川委員長】 生駒の自治基本条例は難しい話ではない。憲法4ヶ条、地方自治法、市の条例…。それらを全部ひっくるめて生駒の自治はこうなっているんですよと、生駒の自治を解き明かすための手引き条例、わかりやすくする条例、それが基本。強い自治体としっかりした市民が生まれてくるための条例だと思う。自分でしかできないことは自分でやる。地域でしかできないことは地域でやる力を回復すべき。住民自治が弱っていることに危機感を。この条例をいかに本気になって運用するか。市民自治協議会の結成は急ぐべき。何でもかんでも役所任せにされて対応できるのか。直下型の高齢化が到来しつつある。危機意識を共有し、社会貢献世代がおられるうちに早く手を打たないといけない。支えてくれる市民をもっと元気にする施策を。総力をあげて団結していいまちになるよう、条例を使いこなしてほしい。

(2) その他

次回会議の日程調整